

業務委託仕様書

1 委託業務名 保育園での「ホイクボス」推進事業業務委託

2 目的

三重県内の保育所等における待機児童数等は、2018 年 4 月 1 日現在で 80 人となっており、そのうち約 98%を 0 歳～2 歳の低年齢児が占めているが、その大きな要因は保育士配置基準の高い低年齢児を受け入れるだけの保育士が確保できないことにある。2019 年 10 月からは幼児教育の無償化措置が実施される予定であり、今後保育ニーズが益々増えることが想定される。このような状況の中、保育士確保を行うためには、新しい保育士を雇用する取組と同時に、現在就労している保育士の離職防止に向けた対策を早急に講じる必要がある。

保育士離職防止を図り、定着につなげていくためには、職場における働き方の制度や仕組みの改善に加えて、職場における働きやすい風土づくりを進めることにより、労働時間に制約のある方も含めて、誰もが働きやすく、風通しのよい職場環境づくりを進めていくことが必要であり、その一連の取組において職場の核となるイクボスの推進が重要である。

そのため、保育現場の実情に精通した専門家とも連携の上、県内の保育所 3 ヶ所に対し、定期的にアドバイザーを派遣し、業務改善など具体的な労働環境の改善を進めて、各保育園に合ったイクボス（ホイクボス）の推進を図る取り組みを実施するとともに、取組の過程で得られた課題やノウハウを広く共有し、三重県全体にホイクボスを普及拡大させることを目的とし実施する。

（この業務では、「保育所」の通称として「保育園」と表示する）

3 委託業務の概要

- （1）委託業務の実施期間 契約の日から 2020 年 3 月 27 日（金）まで
- （2）委託業務の主な内容

モデル保育園にアドバイザーを派遣してホイクボスを普及させる取組や、ホイクボスを県内に普及拡大するための成果共有会を実施する。

4 委託業務の内容

（1）モデル保育園へのアドバイザー派遣の実施

保育士が業務へのやりがいを高め、より質の高い保育が実践されるように、モデル保育園にアドバイザーを派遣し、保育園の働き方の現状や課題等を把握して、働きやすく、風通しのよい職場環境づくりの支援を行う。

① アドバイザーの要件

派遣するアドバイザーは、以下の要件を満たす者を選定すること。

- ・ 保育園や学校などの教育現場の職場環境に関する現状や課題などに対して、深い知見を有していること。
- ・ イクボス推進や働き方改革に対して、深い知見を有していること。

- ・イクボス推進や働き方改革をアドバイスできるスキル、ノウハウを有していること。
- ・保育園や学校などの教育現場で、イクボス推進や働き方改革に関するアドバイス等を実施した経験を有していること。また、その評価が良好であること。

② アドバイザーを派遣する回数

- ・モデル保育園は、県と協議のうえ、地域性や規模等を勘案して3園を選定する。
- ・アドバイザーの派遣回数は、延べ18回程度とする。(1園あたり6回の派遣を目安とするが、各園の取組進捗状況に応じて柔軟に対応できるものとする。)

③ 派遣場所

- ・原則、アドバイザーがモデル保育園に出向くこととする。

④ 内容

- ・課題の把握

モデル保育園でホイクボスの推進を進めるにあたり、保育園の職場環境等の現状及び課題の把握を行う。

- ・課題解決の方策を探る

具体的にどのような取組をすることによって、各モデル保育園の状況に応じたホイクボスの推進が進められるのか、園長や主任保育士等と状況等を共有し、一緒に検討する。

- ・具体的な取組の実践を支援

モデル保育園が具体的にホイクボスの推進を進めるにあたって、現場がより効果的に取り組めるよう支援を行う。

- ・取組の進捗状況を検証し、より効果的な取組につなげる

モデル保育園での取組状況を管理・検証し、より効果的な、継続性をもった取組につなげる。

⑤ その他

- ・モデル保育園に対するアドバイザー派遣の進捗状況に関しては、県との連絡調整を綿密に行い、随時共有する。
- ・モデル保育園へのアドバイザー派遣に関する業務報告書を、モデル保育園毎に課題、取組内容、今後の取組方針などを記載し、県の指示により提出する。

(2) ホイクボスを県内に普及拡大するための成果共有会の開催

(1) におけるアドバイザーの働きかけによるモデル保育園の取組状況等について、成果共有会を開催する。

- ・開催時期：2020年2月から3月中旬を想定
- ・実施内容：アドバイザーの支援を受けたモデル保育園での取組事例の発表を含む、ホイクボスの普及拡大に資するもの。
- ・対象：県内の保育園関係者等を中心に参加を呼びかける。(100名程度を想定)
- ・場所：津市内を予定

① 成果共有会の企画

- ・ホイクボスに関する講演会を併せて実施するなど、ホイクボスの普及拡大に向け効果的な内容とすることとし、開催の 60 日前までに原案を業務受託者が提案のうえ、県と協議して決定すること。
- ・発表内容については、モデル保育園での実践内容（課題の抽出方法、園内での意識の共有、実践したプロセスなど）の他、モデル保育園での実践を通じて得られたホイクボスを推進するにあたってのコツやノウハウなど、今後他の保育園や認定こども園等での実践のヒントが得られる内容とすること。

② 参加者募集チラシの作成・配布

業務受託者は成果共有会への参加者を募集するチラシの作成及び発送を行う。

- ・チラシの内容は、県と協議し決定する。（適宜、校正を行う）
チラシ印刷：1,200 枚（A 4 版、カラー）
- ・作成したチラシを県の指定する宛先に発送する。
配布先：市町、私立保育所、認定こども園、指定保育士養成施設、関係団体等
約 250 所

③ 参加者の募集・広報

業務受託者は県と連携して、参加者の募集、広報等を行う。

特に、今後県内にホイクボスを広げていくことを重視し、保育園関係者等の参加を促す工夫をするなど、積極的な働きかけを行うこと。

④ 成果共有会の運営

業務受託者は、県と協議のうえ、会場確保、発表者との調整、実施当日の運営等を行う。

（３）業務報告書の作成

- ・（１）～（２）の実施内容等について報告書を作成すること。
- ・報告書のレイアウトは業務委託者が提案し、県と協議のうえ決定する。
- ・報告書は Word2016 及び Excel2016 に対応可能なバージョンで作成し、電子データ及び紙資料（３部）を提出すること。
- ・その他、関係書類の提出を求める場合がある。

（４）その他

- ・事業実施には、保育園を取り巻く国の動向や社会情勢等、保育士の育成、保護者の保育に対するニーズなど、最新のトレンドを十分に踏まえて実施することが不可欠であるため、保育に関する専門家（学識経験者等）と事業全般に関して助言等が得られる体制として実施すること。
- ・ホイクボス推進に関して県が実施する関連事業（ホイクボスキックオフセミナー等を予定）と連携し、相互の取組効果が高まるようにすること。連携の方法等については県と

協議すること。

- ・事業の進捗管理を適切に行い、事業の遅延が生じないように努めること。

5 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。
また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県 子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

1 1 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・ 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。また、著作権を譲渡した著作物に関して、受託者は著作人格権を行使しないこととする。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・ 個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条に罰則があるので留意すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。

1 2 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 担当：川端

Tel：059-224-2404 FAX：059-224-2270 E-mail：shoshika@pref.mie.lg.jp